

実務と研修のための

わかりやすい 公職選挙法

〔第十五次改訂版〕

【補遺版】

この補遺では、本書発刊後に改正された公職選挙法の概要を収録しています。公職選挙法の最新の改正を踏まえる資料としてご活用ください。

きょうせい

① 公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年六月一日法律第四三号）

＊選挙権年齢の引下げについて

年齢満一八年以上満二〇年未満の者が選挙に参加することができること等とともに、当分の間の特例措置として選挙犯罪等についての少年法等の適用の特例を設けた。

② 公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十七年八月五日法律第六〇号）

＊参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数の改正等について
参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間において議員一人当たりの人口に不均衡が生じている状況に鑑み、各選挙区において選挙すべき議員の数につき是正を行い、あわせて二の都道府県の区域を区域とする選挙区を設けるとともに、当該選挙区において行われる選挙に関し、選挙運動の数量に係る制限等の特例を設けるほか、その管理執行体制を整備した。

③ 公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年二月三日法律第八号）

＊選挙人名簿の登録制度の改正について

国政選挙や都道府県選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の移動と選挙人名簿の登録基準日との関係で選挙人名簿に登録されないために国政選挙等の投票をすることができなかつた者が、旧住所地の住民基本台帳に三箇月以上記録されていた等の条件を満たせば、旧住所地の選挙人名簿に

登録されることとされた。

④ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年四月一日法律第二四号）

＊有権者の投票環境の向上について

有権者の投票環境を向上させるための次の三つの方策等を盛り込んだ。

- ・ 共通投票所制度の創設
- ・ 期日前投票の投票時間の弾力的な設定
- ・ 投票所に入ることができる子供の範囲の拡大

⑤ 公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年四月一三日法律第二五号）

＊洋上投票の対象の拡充、要約筆者に対する報酬支払の解禁について

指定船舶に乗っている船員に加え、指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの（いわゆる「便宜置籍船」）に乗っている船員について、現行の洋上投票の対象とするともに、これらの船舶において投票することができないものとして政令で定める船員（日本人船員が二人以下の船に乗船している船員）について、その現在する場所において、投票を行うことができることとされた。

また、屋内の演説会場などで聴覚障害者向けに候補者の発言をプロジェクターなどに表示して伝える要約筆者について、報酬支払が認められることとされた。

⑥ 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年五月二七日法律第四九号）

＊衆議院議員の定数の改正等について

衆議院議員の定数を二〇減（小選挙区六減、比例代表四減）することとし、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成三二年以降一〇年ごとに行われる国勢調査の結果に基づき、いわゆる「アダムズ方式」により配分することとし、あわせて平成二七年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずることとした。

⑦ 公職選挙法の一部を改正する法律（平成二八年二月二日法律第九三号）

＊洋上投票の対象の拡充について

実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているものについては、船員と同様に、洋上投票の対象とすることとされた。

⑧ 公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八年二月二日法律第九四号）

＊有権者の投票環境の向上について

有権者の投票環境を向上させるための次の四つの方策等を盛り込んだ。

- ・在外選挙人名簿の登録制度の見直し
- ・選挙人名簿制度の見直し
- ・都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱

いの改善

- ・その他（期日前投票事由に「天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること」を追加する等所要の改正）

⑨ 公職選挙法の一部を改正する法律（平成二九年六月二二日法律第六六号）

＊都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるビラの頒布の

解禁について

都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができることとされた。

⑩ 公職選挙法の一部を改正する法律（平成三〇年六月二七日法律第六五号）

＊参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について

参議院選挙区選挙の政見放送について、持込みビデオ方式を導入することとされた。

⑪ 公職選挙法の一部を改正する法律（平成三〇年七月二五日法律第七五号）

＊参議院議員選挙制度について

参議院議員の定数を二四八人とし、そのうち、一〇〇人を比例代表選出議員、一四八人を選挙区選出議員とすることとされた。

また、参議院比例代表選挙について、特定枠制度を導入することとされた。

⑫ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年五月一五日法律第一号）

＊有権者の投票環境の向上について

有権者の投票環境を向上させるための次の三つの方策等を盛り込んだ。

・天災等の場合における安全・迅速な開票に向けた規定の整備

・投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

・選挙公報の掲載文の電子データによる提出

⑬ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年六月一〇日法律第四一号）

＊地方公共団体の議会の議員の選挙における宣誓書の宣誓内容の見直し

地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補の届出書又は推薦届出書に添付しなければならない宣誓書の宣誓内容として、「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であると見込まれること」を追加することとされた。

⑭ 公職選挙法の一部を改正する法律（令和二年六月一二日法律第四五号）

＊町村の選挙における公営拡大と供託金導入について

町村の議会の議員の選挙において、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができるとされるとともに、供託金

制度を導入することとされた。

また、町村の議会の議員及び長の選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ・選挙運動用ポスターの作成を、条例による選挙公営の対象とすることとされた。